



令和2年5月11日

各報道機関支局長 様

富士宮市長

<p>(件名)</p> <p>子育て世帯臨時特別給付金給付事業の 取組状況</p>	<p>(担当)</p> <p>保健福祉部子ども未来課 子育て支援係</p> <p>担当氏名 鈴木 祥浩</p> <p>電話 0544-22-1146</p> <p>内線 2175</p>
<p>セールス ポイント</p>	<p>子育て世帯への生活支援策である「臨時特別給付金」を6月に支給 します。</p>
<p>(要旨)</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯への生活支援策 である「子育て世帯への臨時特別給付金」(一時金)を盛り込んだ国の補正予 算が4月30日可決成立したことに伴い、富士宮市では、迅速に支援を実現す るために、必要経費を措置した補正予算を5月1日付で専決処分し、「子育て 世帯への臨時特別給付金」を6月中に支給します。</p> <p>(内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 支給対象者 令和2年4月分(3月分を含む※)の児童手当(本則給付)を受給して いる方 ※令和2年3月31日までに生まれた児童及び3月まで中学生だった児童 (新高校1年生)も対象。 2 給付額 児童1人につき1万円 3 手続き 原則不要(公務員の方は、所属庁の証明を受けた申請書の提出が必要。) 対象となる方には、給付金のご案内を5月下旬から6月上旬頃に郵送 します。 希望しない場合のみ、申出書の提出が必要となります。 4 支給方法 児童手当の登録銀行口座等へ振り込み。 5 その他 令和2年4月1日以降富士宮市に転入した方は、転出元の市町村に問 い合わせしてください。新高校1年生については、令和2年2月29日時 点での居住市町村から支給されます。 	